

ひとく  
その人らしい暮らしをいっしょにつくる

# 成年後見制度

せいねんこうけんせいど



認知症があっても

知的・精神の障がいがあっても



生活



財産



福祉サービス

これからもずっと、安心して暮らしていくため、  
いっしょに考えてみませんか。

# 法定後見制度

ほうていこうけんせいど

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や契約行為などをサポートしてもらうための制度です。

ご本人の状態によって3種類にわけられます。

## 後見 ほとんど判断ができない人

【例】判断がしっかりしているときがほとんどなく、自分ひとりでできることが少ない。

→「**成年後見人**」が、すべての法的行為を代行します。

## 保佐 判断能力が著しく不十分な人

【例】判断がしっかりしているときもあるが、金額の大きな買い物や契約の場面で支障が出る。

→「**保佐人**」が、裁判所が定めた重要な契約や財産管理の代理・判断をします。

## 補助 判断能力が不十分な人

【例】もの忘れ、読み書きの困難さ、気持ちの波などがあり、重要な契約を自分ひとりの判断で行うのが心配。

→「**補助人**」が、裁判所が定めた特定の契約や財産管理の判断の手助けをします。

[もっとくわしく知りたい方へ](#)

法定後見制度について (法務省YouTubeチャンネル) ※画面タップで開きます  
<https://youtu.be/KR9nSQ4mK6o?si=RPLgVM1P07HP1I5Y>

成年後見はやわかり (厚生労働省のサイト)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

# 成年後見人等がお手伝いできること

## ● 日常のお金や財産の管理

- ・預貯金通帳、印鑑の管理
- ・収支の管理（預貯金管理、年金受け取り、公共料金・税金の支払いなど）
- ・不動産の管理、処分
- ・遺産分割
- ・不利益な契約の取り消し

## ● 医療や介護につなげる 生活の支援

- ・定期的な訪問や生活状況の確認
- ・適切な医療を受けるための手配
- ・書類の内容確認、役所の申請手続き
- ・介護サービス利用、施設入所のための契約
- ・施設などへの改善申し入れ
- ・住む場所を決めるための契約

### 生活上のケアは職務に含まれません

- × 食事づくりや掃除、日用品の買い物をする
- × 介護をする、毎日話し相手になる

### 他にも、できないことがあります

- × 身元保証人、身元引受人になる
- × 手術をする、しないを決める
- × 結婚や離婚、養子縁組などの手続きをする
- × 投資などリスクをとともう資産運用をする
- × 本人の利益にならない費用を支払う(親族や第三者が支払うべきお金の支払い・立替)

## どうやって利用するの？

本人や家族などが、管轄の家庭裁判所に「後見等開始の申立て」を行い、家庭裁判所の審理を経て、後見人等が選任されます。

申立てにあたっては、本人の生活状況や精神状態などについて記載した「申立書」や医師の診断書、本人の戸籍謄本などの書類を家庭裁判所に提出します。  
※手続きが難しく感じたら、最後のページの相談窓口へご連絡ください。書類の書き方や添付資料の準備方法をご案内します。

## どんな人が後見人になるの？

親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職（第三者）が候補者になることができます。本人の気持ちや暮らしの様子などを考慮し、本人に合った人を家庭裁判所が決めます。

※候補者が誰もいない場合も申立てできます。

## 「申立て」って誰がするの？

本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人等が行います。本人による申立てが難しく、身寄りがなかったり関われる親族がいなかったりする場合、市区町村長が申立てすることができます。

## 申立て前に、チェック！

- 本人の障がいが身体的なものだけの場合や、単なる浪費の場合は制度の対象になりません。
- 申立人の希望する人が後見人に選ばれるとは限りません。
- いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げをすることができません。
- 後見人等の責任は、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまでずっと続きます(現在、より柔軟な制度設計が検討されています)。

# お金はかかるの？

●申立て手続き費用：診断書等の必要書類取得の他、裁判所に提出する収入印紙や郵便切手などの費用をあわせると1万円前後となることが多いようです(家庭裁判所が必要とした場合のみ、5～10万円程度の「鑑定料」がかかることがあります)。

●後見人等への報酬：後見人等の活動に対して後払いする形です。後見人等の申立てを受け、裁判所が金額を決定します(財産が1,000万円以下なら月額2万円程度が目安ですが、個別の事情で金額は異なります)。

※経済的な事情で支払いが難しい方は、市の助成制度を利用できる場合がありますのでご相談ください。

## 裁判所の後見ポータルサイト

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp00/index.html>

手続きや後見事務に関する解説動画があります。申立てをされる方、後見人等候補者となる方はぜひ事前にご覧ください。申立書・記載例のダウンロードもできます。

**那覇家庭裁判所名護支部**(名護バスターミナル近く)でも動画視聴、書式受け取りが可能です。事前に電話連絡の上、受付時間内に訪問してください。

電話: 52-2742 住所: 名護市字宮里451-3  
受付: 9時～11時、13時～16時

今はまだ大丈夫だけど、そのうち必要になるかも・・・



現在は判断能力の十分ある方が、いざというとき速やかに支援してもらうため「公正証書」による契約を結んでおく制度です。前もって本人が「任意後見人」を選び、判断能力が低下した時に家庭裁判所に申立てして「任意後見監督人」が選任されてはじめて効力が生じます。

※判断能力のあるうちから利用できる「見守り契約」「財産管理等委任契約」などのオプション契約もあります。

任意後見制度について (法務省YouTubeチャンネル)※画面タップで開きます  
[https://youtu.be/h1puWKvXp\\_U?si=Bpd\\_HKnWSBAatTFII](https://youtu.be/h1puWKvXp_U?si=Bpd_HKnWSBAatTFII)

# 成年後見制度に関する相談窓口

## 65歳以上の方について

### ●地域包括支援センター(お住まいの地区担当へ)

#### 名護第1地区

大北、大中、大西、大東、  
世富慶、数久田

#### 「かりゆしぬ村」

名護市字宇茂佐1705-25

5 3 - 1 1 0 2

#### 名護第2地区

為又、宮里、大南、港、城、  
東江、名護

#### 「名護厚生園」

名護市宮里5-4-29

4 3 - 5 3 1 6

#### 屋部地区

屋部、宇茂佐、宇茂佐の森、  
中山、旭川、勝山、山入端、  
安和

#### 「りゆうしん」

名護市字屋部468-1

4 3 - 9 5 9 5

#### 羽地・屋我地地区

源河、稲嶺、真喜屋、川上、  
仲尾次、親川、山田、仲尾、  
田井等、振慶名、伊差川、  
内原、古我知、我部祖河、  
呉我、屋我、饒平名、我部、  
済井出、運天原

#### 「瑞穂の郷」

名護市字親川571

4 3 - 6 2 0 0

#### 久志・三共地区

久志、豊原、辺野古、二見、  
大川、大浦、瀬嵩、汀間、  
三原、安部、嘉陽、底仁屋、  
天仁屋、喜瀬、幸喜、許田

#### 「二見の里」

名護市字瀬嵩181-8

5 5 - 8 7 0 1

### ●名護市 介護長寿課 包括支援係

5 3 - 1 2 1 2 (内線 1 0 5)

## 知的・精神障がいのある方について

### ●名護市 社会福祉課 障がい支援係

5 3 - 1 2 1 2 (内線 1 0 1)

※来所相談を希望される方は、できるだけ事前にご連絡ください(担当者が不在の場合があります)